

千 葉 市
ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画
(最終案)

令和8年(2026年)〇月
千 葉 市

目 次

ページ

第1章 計画策定の趣旨及び計画期間

1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	本計画の位置付け	2
4	対象者	2

第2章 ホームレスの現状

1	全国の状況	3
2	千葉県の状況	3
3	千葉市の状況	4
(1)	概数調査	4
(2)	千葉市におけるホームレスの生活実態	5

第3章 ホームレス施策の実施状況と評価・課題

1	実施計画における取組みと評価・課題	10
(1)	予防に向けた支援	10
(2)	早期発見に向けた支援	13
(3)	自立に向けた包括的支援	14
(4)	自立生活を継続するための支援	17

第4章 第4次実施計画の施策について

1	基本目標	19
2	基本目標の達成に向けた主な視点	19
3	施策の体系	20
4	予防に向けた支援	21
(1)	疾病や感染症予防のための健康支援等	21
(2)	住居喪失者等に対する生活・居住支援	22
(3)	非正規労働者等への就労支援	22
5	早期発見に向けた支援	23
(1)	巡回相談の実施	23
(2)	千葉県社会福祉士会や民間支援団体等の関係機関との連携	24
(3)	地域との連携体制の構築	24
(4)	庁内連携体制の強化	25

6	自立に向けた包括的支援	・ ・ ・ ・ ・	26
(1)	安定した居住場所の確保に向けた居住支援	・ ・ ・ ・ ・	26
(2)	それぞれのニーズに応じた生活支援	・ ・ ・ ・ ・	27
(3)	就業機会の確保に向けた就労支援	・ ・ ・ ・ ・	29
(4)	疾病の予防や治療に向けた健康・医療支援	・ ・ ・ ・ ・	29
7	自立生活を継続するための支援	・ ・ ・ ・ ・	30
(1)	自立生活を継続するための支援	・ ・ ・ ・ ・	30
(2)	地域ネットワークの構築による見守り支援	・ ・ ・ ・ ・	30
(3)	居住に関する支援の連携構築	・ ・ ・ ・ ・	31
資料1			
	ホームレスへの対応に関する事務の流れについて	・ ・ ・ ・ ・	32
資料2			
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	・ ・ ・ ・ ・	33
資料3			
	千葉県ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画策定までの経過	・ ・ ・ ・ ・	37

第1章 計画策定の趣旨及び計画期間

1 計画策定の趣旨

ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とし、平成14年（2002年）8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）」（以下「特別措置法」といいます。）が施行されました。

国は、特別措置法を受け、平成15年（2003年）7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を策定しました。

本市では、こうした動きを受け、平成19年（2007年）3月に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する指針」を、平成23年（2011年）4月に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を、平成28年（2016年）4月に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画」（以下「第2次実施計画」といいます。）を、令和3年（2021年）3月には新たに「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」（以下「第3次実施計画」といいます。）を策定し、ホームレスへの支援を実施してきました。

本市におけるホームレス数は、こうした取り組みにより、平成14年（2002年）の126人をピークに、平成26年（2014年）には39人まで大幅に減少しましたが、平成26年（2014年）以降は30人台と横ばいで推移しており、支援体制の強化や支援方法の見直しが必要となっています。

一方で、国は、近年のホームレスの高齢化や路上生活の長期化等、ホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、令和5年（2023年）7月に基本方針を改正しました。

本市においても、高齢のホームレスが占める割合の増加、路上生活期間の長期化が進んでおり、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えています。

「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画」（以下「本計画」といいます。）は、国における基本方針の改正や第3次実施計画における施策の推進状況等を踏まえ、本市における実態に応じた施策を実施することで、ホームレス等の自立をより一層推進するために策定するものです。

2 計画期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

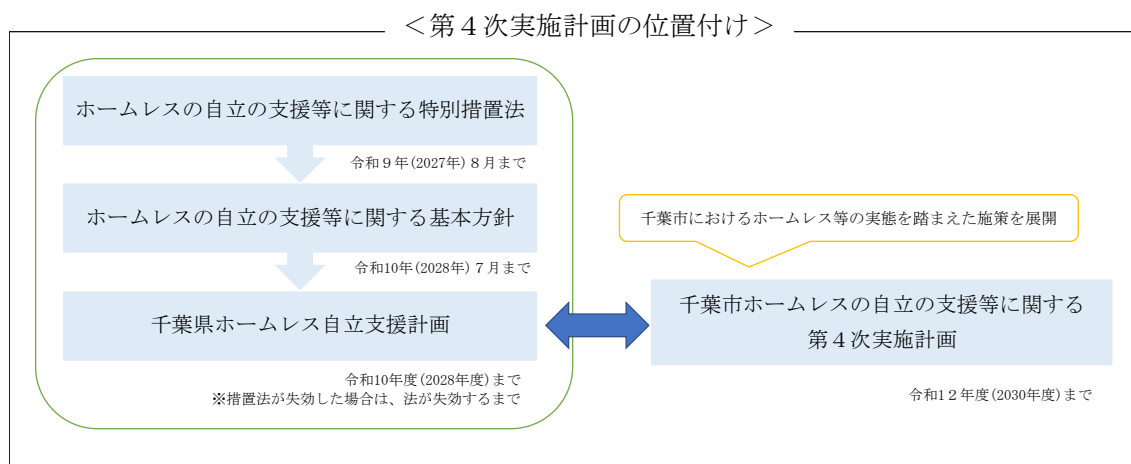
なお、特別措置法は令和9年8月で失効する見込みです。その場合、以降の期間について、生活困窮者に寄り添った包括的な支援の行動計画である「千葉市貧困対策アクション

プラン」等への統合を検討します。

3 本計画の位置付け

ホームレス支援については、特別措置法を受け、国による基本方針が策定され、これを受けて都道府県が基本方針に即して地域の実情に応じた計画を策定することとされています。

これらを受け、本市では、ホームレス等の実態を踏まえた施策を展開し、ホームレス状態等に陥らないための社会を創出するために実施計画を策定しています。



4 対象者

本計画の対象者は次のとおりです。

- (1) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者や生活状況の変化等により住居を喪失するおそれのある者
 - (2) ホームレス
 - (3) 再びホームレス状態等に陥ることがないように継続した支援を必要とする者
- (1)の状態にある者を「ホームレス状態」、(1)・(2)の状態にある者を「ホームレス状態等」といいます。

第2章 ホームレスの現状

1 全国の状況

国は、特別措置法に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）（以下「概数調査」といいます。）」を実施しています。

「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」

特別措置法及び基本方針に基づき実施されるホームレス施策の効果やホームレス数を年1回把握することを目的とした国の調査です。

令和7年（2025年）1月実施の調査（令和6年能登半島地震による被害の状況等に鑑みて、石川県の7市町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市、中能登町）は調査を未実施）では、全国のホームレス数は2,591人で前年度と比べて229人（△8.1%）減少しています。

都道府県別では、大阪府（763人）が最も多く、千葉県（117人）は全国で5番目となっています。前年度と比較し、減少数が最も多かったのは大阪府の93人（前年度856人、10.9%）減でした。

指定都市別では、大阪市が最も多く（726人）、千葉市（32人）は20指定都市の中で10番目に多い状況です。前年度と比較し、減少数が最も多かったのは大阪市の94人（前年度820人、11.5%）減でした。

2 千葉県の状況

令和7年（2025年）1月実施の調査では、千葉県のホームレスは117人で、その多くは県北西部において確認されました。

【表1】県内のホームレス数

（令和7年（2025年）1月実施 概数調査）

	市町村名	人数（人）
1	千葉市	32
2	市川市	19
3	船橋市	18
4	松戸市	12
5	習志野市	8

※市町村別人数で千葉県内の上位5市町村

3 千葉市の状況

(1) 概数調査

本市では、冬期（１～２月）に実施される概数調査とは別に、夏期（７～９月）にも市独自で概数調査（以下「概数調査（夏）」といいます。）を実施しています。

令和７年（２０２５年）７月時点では、千葉市内のホームレス数は３０人となっています。年齢は７０歳代が最も多く（１５人）、性別は男性２６人、女性４人、起居場所は公園が１７人、河川敷が４人、道路が３人、駅舎が１人、その他が５人となっています。

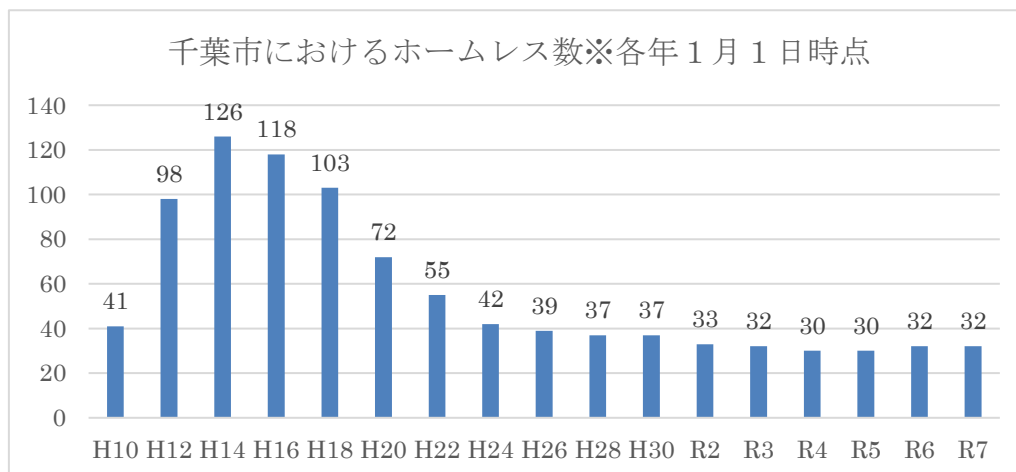
【表２】ホームレスの年代別人数（令和７年（２０２５年）７月実施 概数調査）

年代	２０代	３０代	４０代	５０代	６０代	７０代	８０代	不明	合計
人数	０	０	０	３	９	１５	１	２	３０
割合（％）	０％	０％	０％	１０％	３０％	５０％	３％	７％	１００％

【表３】ホームレスの主な居住場所（令和７年（２０２５年）７月実施 概数調査）
（調査期間 令和７年７月２２～３１日）

調査箇所		主な居住場所	確認数		
			男	女	合計
合 計	１２３	公園、道路、河川	２６	４	３０
中央	４４	公園、道路	９	２	１１
花見川	２１	公園、河川	３	０	３
稲毛	１６	公園	１	０	１
若葉	２１	公園、道路	５	１	６
緑	９	公園	１	１	２
美浜	１２	公園、河川	７	０	７

【参考】ホームレス数の推移（概数調査）



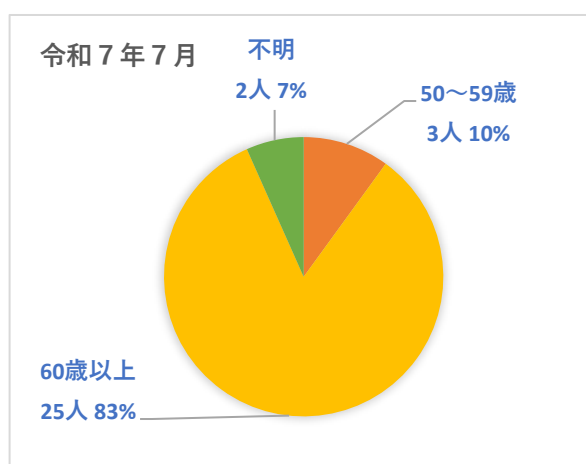
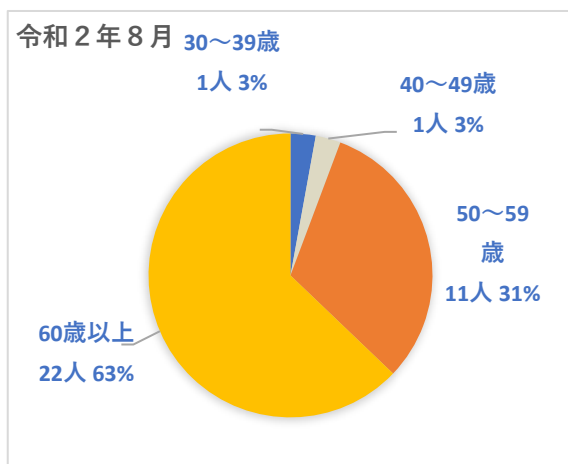
(2) 千葉市におけるホームレスの生活実態

本市では、平成 17 年度（2005 年度）からホームレス巡回相談事業を実施しています。同事業では、ホームレス巡回相談員が市民等からの情報提供等により居住場所へ赴き、個別に面接を行い、実態把握に努めています。

令和 2 年（2020 年）8 月及び令和 7 年（2025 年）7 月時点のホームレスの状況は、以下のとおりです。

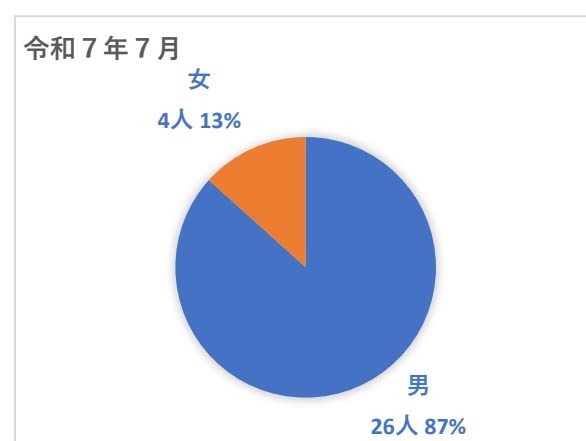
ア 年齢

令和 2 年（2020 年）8 月時点では、60 歳以上が全体の約 63%を占めています。令和 7 年（2025 年）7 月時点では、その割合が約 83%と増加し、ホームレスの高齢化が進展しています。



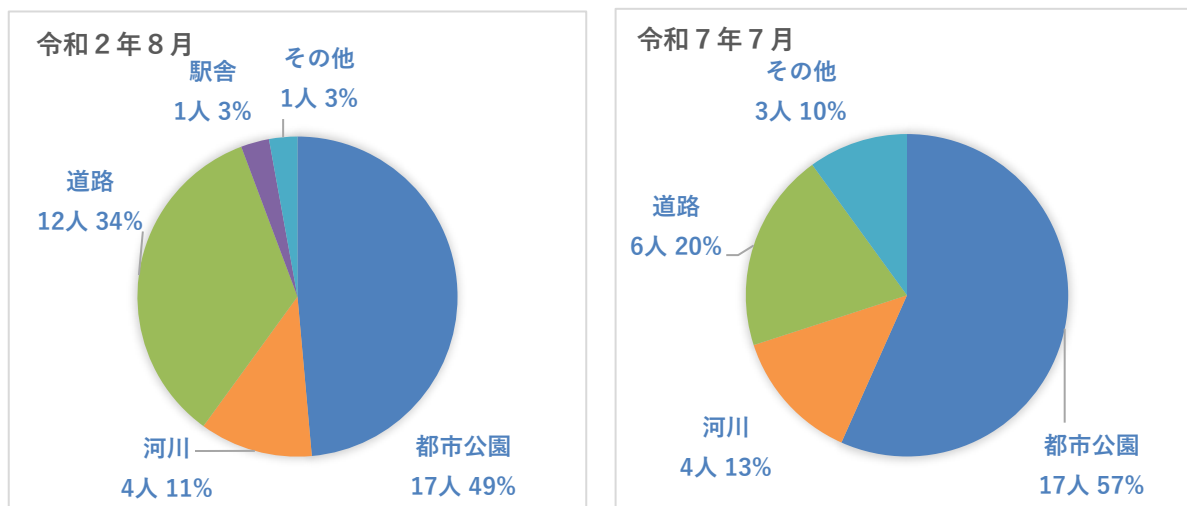
イ 性別

いずれの時点でも男性が約 90%となっており、ホームレスの大半を占めています。



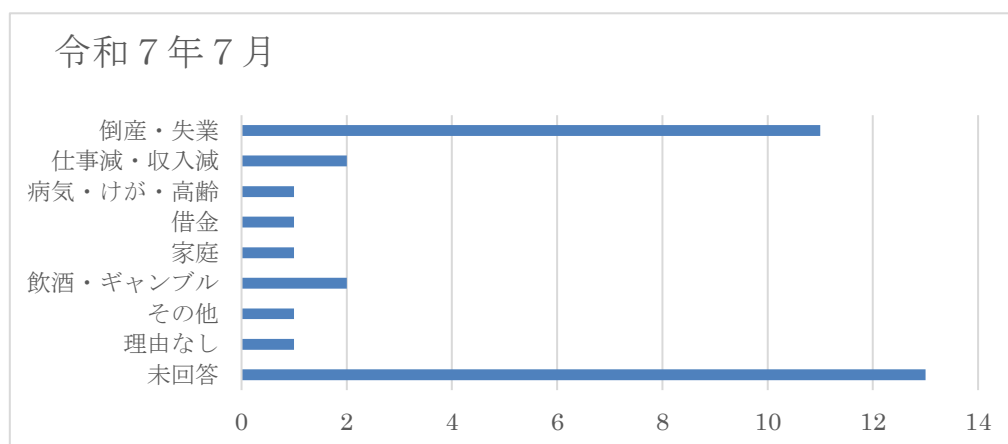
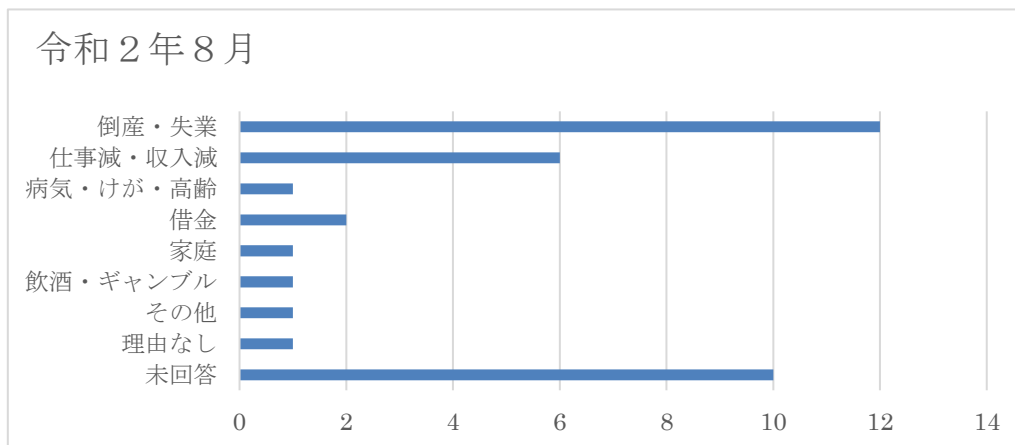
ウ 居住場所

いずれの時点でも、公園が約 50%と半数を占めています。道路で居住している人数は半減しています。



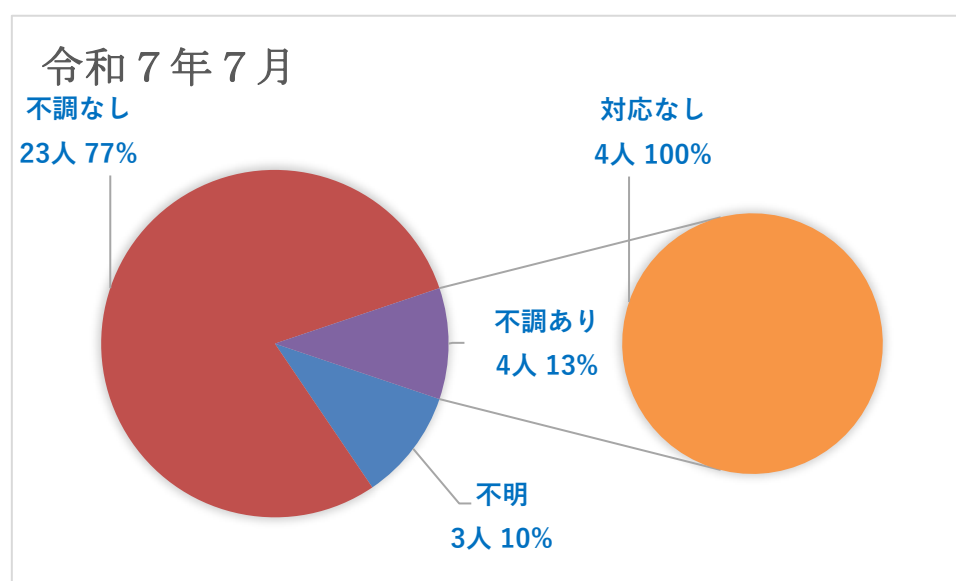
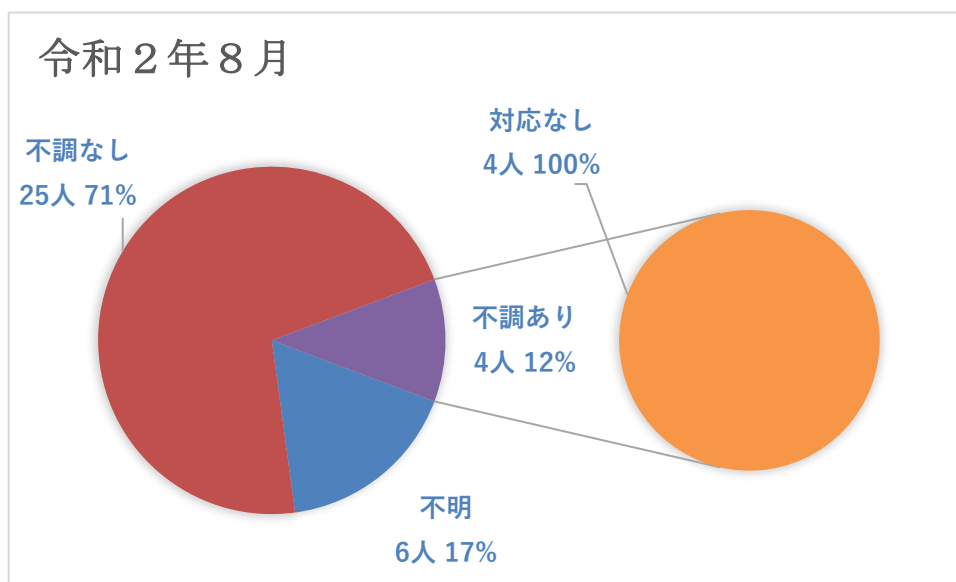
エ ホームレスとなった理由（複数回答）

ホームレスとなった理由は、いずれの時点でも「倒産・失業」が多くなっています。ホームレスの高齢化による稼働年齢者層（15 歳～64 歳）の減少に伴い、「仕事減・収入減」が減少していると考えられます。



オ 健康状況

体の不調について、いずれも「不調なし」が多くを占めています。ただ、不調を感じている人は一定数いるものの、不調に対して通院等の対応を行っていない状況であるため、健康対策について検討する必要があります。

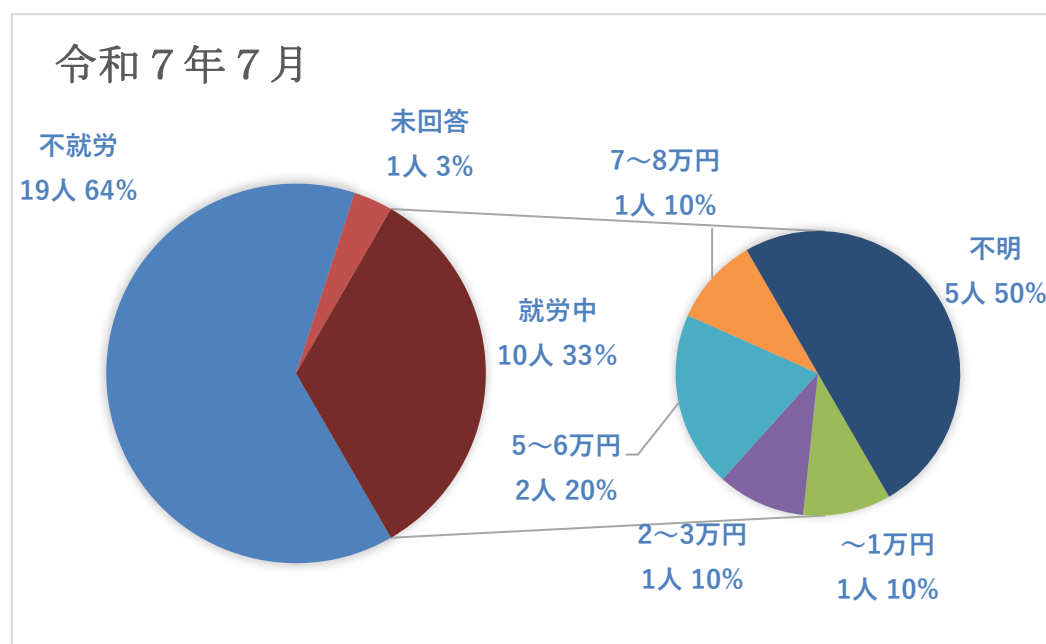
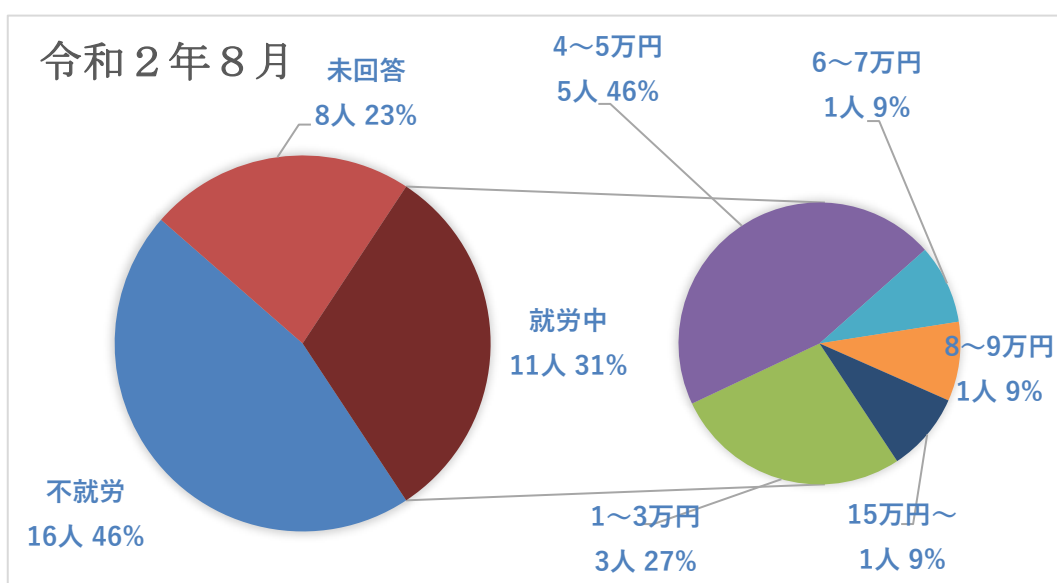


カ 就労状況

令和2年（2020年）8月時点では、「就労中」が31%、「不就労」46%となっており、就労している者の就労収入（月額）は「4～5万円」が46%と最も多くなっています。

令和7年（2025年）7月時点では、「就労中」が33%、「不就労」64%となっており

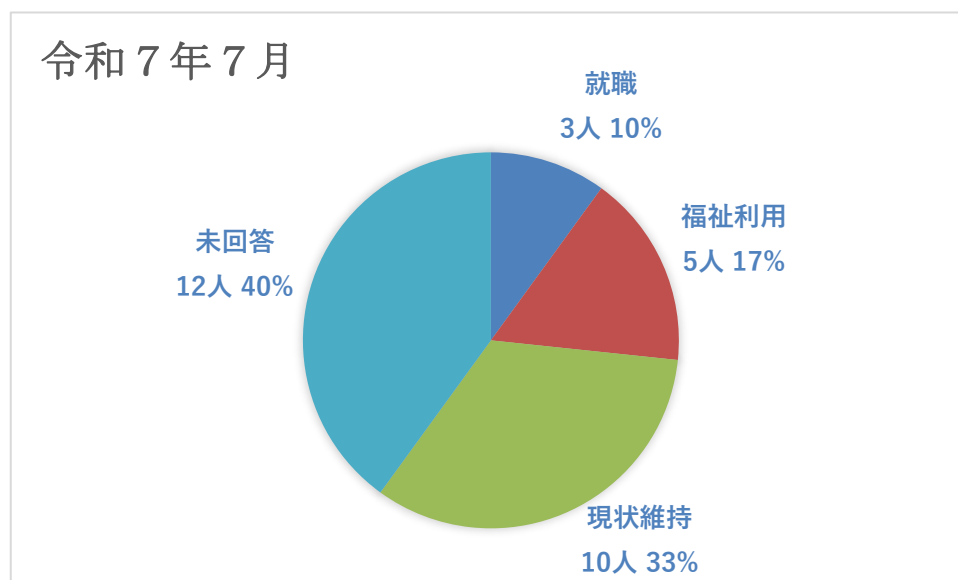
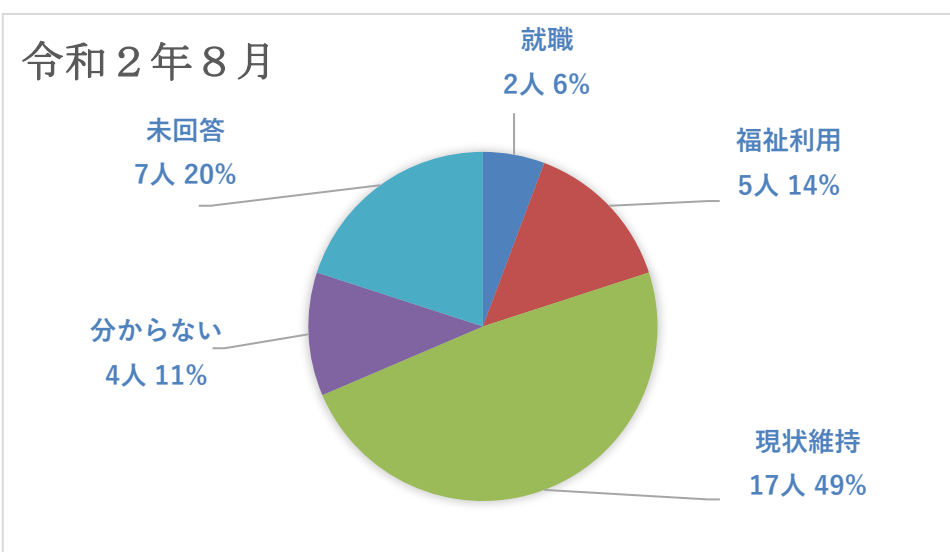
ます。「就労中」のうち、金額を回答した者についてのみですが、収入額が減少している傾向があります。このことは、ホームレスの高齢化が影響していると考えられます。



キ 今後の生活の希望

令和2年（2020年）8月時点では、「現状維持」が49%と最も多く、令和7年（2025年）7月時点でも「現状維持」が33%と多くを占めています。「現状維持」の割合が減少しているが、他に増加している項目は見られませんでした。

全国においても、千葉市においても、路上生活の期間が長期化しており、ホームレス生活が長くなればなるほど現状のままで良いと考えるようになり、ホームレス状態等からの脱却が難しくなっていることが考えられます。



第3章 ホームレス施策の実施状況と評価・課題

1 実施計画における取組みと評価・課題

本市においては、令和3年（2021年）3月に第3次実施計画を策定し、保健・福祉、住宅、就労等、様々な分野にわたり、相互の連携を図りながら支援を行ってきました。

第3次実施計画における施策の評価・課題は次のとおりです。

（1）予防に向けた支援

【第3次実施計画の取組項目】

ア 疾病や感染症予防のための健康支援等

生活困窮となる原因の一つである傷病状態に陥るリスクを低減し、病気やけが等を起因とする収入減少や離職等に陥ることを未然に防ぐために、保健福祉センターの窓口において、生活習慣病等の疾病の早期発見及び早期治療開始に向けた支援として、健康相談や保健指導等の健康支援を行います。

イ 住居喪失者等に対する生活・居住支援

終夜営業店舗等で寝泊まりをする者や望まない非正規労働を強いられている者等、不安定な生活環境にある者はホームレス状態に陥るリスクが高いため、安定した収入や居住場所を確保できるよう支援体制を充実します。具体的には、生活困窮者支援における断らない相談支援の実施、市営住宅の一時使用による居住支援、住居確保給付金の支給と就労・生活支援の実施、アウトリーチ支援の実施・SNS等による相談アクセスの向上を行います。

なお、終夜営業店舗等で寝泊まりする者等は、実態把握が難しい状況であるため、支援方法について検討を行います。

ウ 非正規労働者等への就労支援

就職氷河期世代のうち望まない非正規労働を強いられている者に対しては、個々の状況等に応じた雇用の場の確保に繋がるよう支援することが重要であり、安定した就労ができるよう就労支援を実施します。具体的には、生活自立・仕事相談センター等と連携し、個々の就業ニーズや就業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集を実施するとともに、就職氷河期世代に対して企業が求める人材との精度の高いマッチングを図るために事業説明会や合同企業説明会等を行います。

【評価・課題】

ア 保健福祉センターの窓口相談において、健康相談・保健指導を実施しました。

また、相談者に対し、状況に応じて疾病予防のための指導や受診勧奨を行うとともに必要な部署やサービスについて情報提供を行いました。

相談が遅れると健康問題が重症化してしまうため、必要な方が適切な時期に相談で

きるよう他部署との情報共有が必要です。

医療機関への受診が必要な場合でも、経済的問題があると受診に結び付きにくいいため、千葉市生活自立・仕事相談センター（以下「生活自立・仕事相談センター」といいます。）や生活保護担当部署を案内するなど、個々のニーズに合わせた早めの福祉的支援が必要です。

「生活自立・仕事相談センター」

仕事、病気、家計、将来のこと等、一人ひとりの悩みや相談に対して、寄り添いながら生活の立て直しのお手伝いをする相談窓口です。

イ（ア） 生活自立・仕事相談センターにおいて、就労その他の自立に関する問題につき生活困窮者からの相談に応じ、情報提供及び助言等の支援を行いました。

なお、本市では平成 27 年（2015 年）の生活困窮者自立支援法の施行に先立って、平成 25 年（2013 年）に生活困窮者の包括的かつ継続的な相談窓口である生活自立・仕事相談センターを中央区と稲毛区に設置し、生活困窮者に対する支援体制を強化しました。その後、平成 29 年（2017 年）7 月に若葉区に、令和 2 年（2020 年）9 月に花見川区に、令和 3 年（2021 年）9 月に緑区に、令和 4 年（2022 年）9 月に美浜区に設置し、支援体制をより一層強化しました。生活自立・仕事相談センターでは一人ひとりの悩みに応じ、関係機関と連携した包括的な支援を行っています。

毎年度一定数の相談があることやコロナ禍後も新規相談受付件数が増加していることを踏まえると潜在的な相談需要が見込まれるため、相談支援を実施することが必要です。

生活・自立仕事相談センターにおける新規相談受付件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	3,809	4,345	2,764	2,883	3,089

（イ） ホームレスへの居住支援においては、市営住宅の一時使用はありませんでしたが、一時生活支援事業の活用により、生活自立・仕事相談センターと連携し、就労・生活支援の実施や、アパート等へ入居できるよう支援を行いました。

また、アパート等での生活を継続できるよう、必要に応じて、生活保護や住居確保給付金の活用を行いました。

居住に関する支援の利用者が毎年度一定数いることを踏まえると、今後も支援をしていくことが必要です。

一時生活支援事業における支援決定者数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	39	30	28	30	23

住居確保給付金 実績

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
支給決定件数	157	158	111	124	2,837	1,318	550	279	250
述べ受給者数	439	452	352	333	7,277	4,530	1,701	871	728

※支給決定件数は、年度を超えて支援した者及び延長支給決定件数を含む。

※R2.4法改正により、支給対象者が拡大される。

一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所や食料の提供等を行い、安定した生活を営めるよう支援することにより、生活困窮者の自立を促進することを目的とする事業です。

- (ウ) 生活自立・仕事相談センターにアウトリーチ支援員を配置し、自尊感情の低下等により相談に行けない者等、支援が届き難い者に対してアウトリーチを行いました。

なお、アウトリーチ支援員は、令和2年5月以降、順次中央区、稲毛区、若葉区の各センターに、令和3年4月花見川区に、令和4年4月緑区に、令和4年9月美浜区に配置しました。

アウトリーチ支援を行った結果、生活自立・仕事相談センターに相談を行った事例があることから、潜在的な需要が見込まれるため、今後も取り組んでいく必要があります。

また、市のSNSから千葉市ホームページの生活自立・仕事相談センターのページにつながるようにし、相談アクセスの向上を実施しました。

- (エ) 終夜営業店舗等で寝泊まりする者等への周知については、千葉市内の一般社団法人日本複合カフェ協会の加盟店舗に対して、生活困窮者相談窓口等の広報に関する協力依頼を行い、生活自立・仕事相談センターのカードチラシの配架を行いました。

チラシを配架した終夜営業店舗の利用者から生活自立・仕事相談センターに相談があった事例があり、潜在的な需要が見込まれるため、今後も取り組んでいく必要があります。

- ウ 就職氷河期世代に技術職の実態や有用性の認知を図るとともに、ものづくり企業が求める人材を供給し、精度の高いマッチングを図るため、事業説明会、ものづくり基礎セミナー、合同企業説明会を実施しました。

(2) 早期発見に向けた支援

【第3次実施計画の取組項目】

ア 巡回相談の実施

ホームレス生活が長くなればなるほど、現状のままで良いと考えるホームレスが増える傾向があるため、ホームレス巡回相談員による巡回相談を実施するとともに、公園、道路、河川等の施設管理者がホームレスを発見した際の情報提供体制を構築し、早期に支援を行う体制を築きます。

※特に、一定の住居を持たずに生活する「移動型」のホームレスは実態把握が困難なため、公園、道路、河川等の施設管理者と連携し、早期の支援に繋がります。

イ 千葉県社会福祉士会や民間支援団体等の関係機関との連携構築

ホームレスの早期発見に向けた取組みを行政と民間支援団体とが連携し、早期に発見し支援を届ける体制を構築します。

ウ 地域との連携体制の構築

ホームレスを早期に発見し、早期に支援を届けるために、各地域の関係機関等によりホームレスを発見した際の情報提供体制を構築します。

【評価・課題】

ア 平常時から、ホームレス巡回相談員による巡回相談業務を実施するとともに、公園、道路、河川等の施設管理者や市民等からの情報提供によりホームレスの実態把握を行いました。

また、公園、道路、河川等の施設管理者は、平常時から、日常の管理業務によりホームレスを把握した際は、ホームレス巡回相談員に情報提供を行い、ホームレス巡回員とともに相談支援等を行いました。

施設管理者や市民等からの通報により、ホームレスの早期発見・早期支援につながった事例もあることから、今後も連携を行う必要があります。

ホームレス巡回相談支援事業 実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
ホームレス数	33	32	30	30	32
相談延べ件数	231	370	417	532	398

「移動型ホームレス」

一定の居住場所を持たずに生活している者をいいます。移動型ホームレスは、荷物が少ない中で市内全域を転々としているのが特徴です。

イ 日中の巡回相談業務や公園、道路、河川等の管理業務では実態把握ができない「移動型ホームレス」の実態把握のため、保健福祉センターや千葉県社会福祉士会等と連携し、

千葉駅周辺の夜間巡回を実施しました。

夜間巡回で発見したホームレスに対しては、生活自立・仕事相談センターのチラシを配布し、早期の相談を行うよう案内しました。

夜間巡回でホームレスを発見する事例もあることから、今後も実施していく必要があります。

また、民間支援団体等が炊き出しを行った際には、ホームレスの有無等を情報共有していただきました。

ウ 民生委員・児童委員に対して研修の実施や資料等を提供することにより、福祉サービスを必要とする方を早期に発見し、適切なサービスにつなげられるよう、活動を支援しました。

(3) 自立に向けた包括的支援

【第3次実施計画の取組項目】

ア 安定した居住場所の確保に向けた居住支援

ホームレスに対する支援は、ホームレスの個々の状況に応じて、自らの意思で自立して生活することを基本としており、自立した日常生活を営むためには安定した居住場所を確保することが必要です。このため、緊急宿泊施設（一時生活支援事業）や市営住宅の一時使用、日常生活支援居居施設等の活用を促し、一時的な居住環境や生活環境を整える支援を行うとともに、居住場所を確保した後は生活自立・仕事相談センターや居住支援協議会と連携し、低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や養護老人ホーム等の老人福祉施設等の情報を得られるよう支援を実施し、居住場所の確保に向けた支援体制を構築します。

イ それぞれのニーズに応じた生活支援

ホームレスの状況は様々であり、個々に応じて必要な支援が異なるため、それぞれのニーズに的確に対応できるよう生活自立・仕事相談センターとの連携による生活支援や保健福祉センターとの連携による健康・生活支援、生活困窮者事業や法テラス等の活用による債務整理等の支援、民間支援団体等による支援等を行い、ホームレス巡回相談員や生活自立・仕事相談センターが核となって、相互に連携した包括的な支援が行える連携体制を構築します。

ウ 就業機会の確保に向けた就労支援

ホームレスが自立した生活を送るためには、個々の状況に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、安定した収入を得ることができるような就業機会を確保することが必要になるため、公共職業安定所への同行訪問の実施や千葉市自立・就労サポートセンター等を活用した職業紹介、職業相談を充実します。

エ 疾病の予防や治療に向けた健康・医療支援

ホームレスに対する健康・医療支援では、健康状態の把握や状況に応じた健康相

談等が必要であり、関係機関との連携による健康・医療支援を行います。具体的には、保健福祉センター等と連携した健康相談等の実施や無料低額診療事業等の案内を実施します。

「日常生活支援住居施設」

無料低額宿泊所（社会福祉住居施設）において、単独での居住が困難な生活保護受給者に対して、日常生活を営む上で必要な支援を提供する施設です。

「居住支援協議会」

低額所得者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るために、地方自治体や居住支援団体等が連携し住居の情報等を提供する支援を行うものです。

【評価・課題】

ア ホームレスへの居住支援においては、一時生活支援事業を活用し、一時的な居住環境を整えました。一時生活支援事業の活用にあたっては、生活自立・仕事相談センターと連携し、生活環境を整える支援を行うほか、就労支援等を実施し、アパート等へ入居できるよう支援を行いました。

また、ホームレスの個々の状況に応じて、養護老人ホーム等への入居の支援を行いました。

ただ、ホームレスの中には他人と関わることに抵抗を感じ、入居に消極的な者もおります。こうした者に対しては、ホームレス巡回相談員が人間関係の構築に努めたうえで、入居に向けて支援を続けていますが、入居が進展しない現状があります。

イ（ア） 生活自立・仕事相談センターにアウトリーチ支援員を配置し、生活自立・仕事相談センターが核となって、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター、法テラス等との連携体制の構築を行いました。

構築したネットワークを活用し、ホームレスの個々の状況に応じた関係機関と連携した支援を行いました。

（イ） 民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会などを通じて、各福祉施策やその他の施策など、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり把握すべき制度や相談機関について、周知を図りました。

また、千葉市社会福祉協議会地区部会に対し、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーなどによる活動を通じて、各相談機関等の情報提供や周知に努めました。

ウ 生活自立・仕事相談センターにおいて、公共職業安定所への同行訪問の実施や千葉市

自立・就労サポートセンター等を活用した職業紹介、職業相談を実施するとともに、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深めるため、地域における就労の場（認定就労訓練事業を含む。）の創出や就労準備支援事業所等との連携に向けた活動を行いました。

生活自立・仕事相談センターの職員の同行訪問等によって、早期の就労に結びつく事例があることから、今後も支援を続けていく必要があります。

また、公共職業安定所と連携し、ふるさとハローワークにおける職業紹介・職業相談の充実を図ったほか、労働相談窓口において、労働に関する各種相談に対応しました。

「千葉市自立・就労サポートセンター」

千葉市と国（千葉労働局）が協働しながら、求人情報の提供や職業紹介等就職までの支援を行う職業相談窓口です。現在は、中央区、花見川区、稲毛区、若葉区の4か所に設置しています。

「千葉市ふるさとハローワーク」

千葉市とハローワークが共同で運営する就労・生活支援相談、職業相談、求人情報の提供を行う相談窓口です。現在は、稲毛区と緑区の2か所に設置しています。

エ（ア）保健福祉センターの窓口相談において、健康相談・保健指導を実施しました。

また、相談者に対し、状況に応じて疾病予防のための指導や受診勧奨を行うとともに必要な部署やサービスについて情報提供を行いました。

（イ）平常時から、ホームレス巡回相談員による巡回相談業務を通じて、ホームレスの具体的な心身の状況把握に努め、ホームレスの個々の状況に応じて、無料低額診療施設の案内や、生活保護等の福祉の案内を行いました。

また、生活自立・仕事相談センター等を通じての医療機関への受診は実績がありませんでした。

なお、巡回相談時に体調不良を訴えるものに対しては、救急要請を行うなどの対応を行いました。

今後も心身の状況の変化に応じて適切な医療につながれるように、状況の把握をしていく必要があります。

「無料低額診療施設」

社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業である、生活困窮者のために無料又は低額で診療を行う施設です。

(4) 自立生活を継続するための支援

【第3次実施計画の取組項目】

ア 自立生活を継続するための支援

ホームレス支援は、ホームレス状態等から脱却するだけでなく、その後再びホームレス状態等に陥ることがないように自立生活を継続するための支援を行います。

このため、不安定な生活環境が安定するまで、生活自立・仕事相談センター等と連携し、自立した生活を継続できるよう訪問支援等を行います。

イ 地域のネットワークづくりと見守り支援

ホームレス状態等から脱却した後も安定して生活を送るための継続支援を、行政と民間支援団体とが連携し、地域で支え合う体制を構築します。具体的には、千葉市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーや民間支援団体等との連携により、地域ネットワークの構築を図り、見守りや居場所づくりの活動促進を行います。併せて、民間支援団体等との連携によるホームレスの人権の尊重と尊厳の確保に向けた地域による見守り支援を実施します。

【評価・課題】

ア(ア) ホームレス状態等を脱却した後も、生活自立・仕事相談センターにおいて、不安定な生活環境が安定するまで継続した支援を行いました。

そのことにより、就労状況等の変化によりホームレスになることを未然に防ぐ効果もあることから、継続した支援をする必要があります。

(イ) 結核患者を早期に発見・治療して結核の重症化を防ぎ、また、関係者への二次感染の防止と結核の知識の向上を図るため、無料低額宿泊所入所者に対し、検診車による胸部エックス線検査を実施しました。なお、結核性疑いのある入所者はいませんでした。

過去には発病している結核患者を早期発見した実績もあり、今後も毎年定期的に検診を実施することにより、感染の防止が図られ、早期治療により再びホームレス状態等に陥ることを未然に防ぐ効果があると考えられます。

「無料低額宿泊事業」

社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業の一つであり、生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業です。

イ 千葉市社会福祉協議会においても、コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援及び地域支援を通して、生活自立・仕事相談センターをはじめ様々な関係機関・団体とのネットワークの構築に努めました。

また、生活自立・仕事相談センターに配置しているアウトリーチ支援員においても、

町内自治会等との連携構築に努めました。ただ、町内自治会等への生活困窮者支援に関わる周知等は十分に出来ていない状況にあり、地域で支えあう体制の構築には至りませんでした。

民間支援団体等については、見守りや居場所づくりの活動促進、ホームレスの人権の尊重と尊厳の確保に向けた地域による見守り支援などの連携には至りませんでした。

ホームレス状態等から脱却した後は、生活自立・仕事相談センターにおいて見守りを行うとともに、必要に応じて自立に向けた支援計画を策定するなどの支援をおこなっています。つきましては、今後、生活自立・仕事相談センターも含めた見守りの体制構築を図る必要があります。

さらに、支援を必要とする方の抱える課題が複合的・複雑化しているため、複数の相談機関等との連携が必要になるとともに、支援が長期化する傾向にあるため、継続的な支援が必要です。

第4章 第4次実施計画の施策について

1 基本目標

本計画では、ホームレスの現状やこれまでの取組みの評価等を踏まえ、ホームレス等を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するため、次のとおり基本目標を定めます。

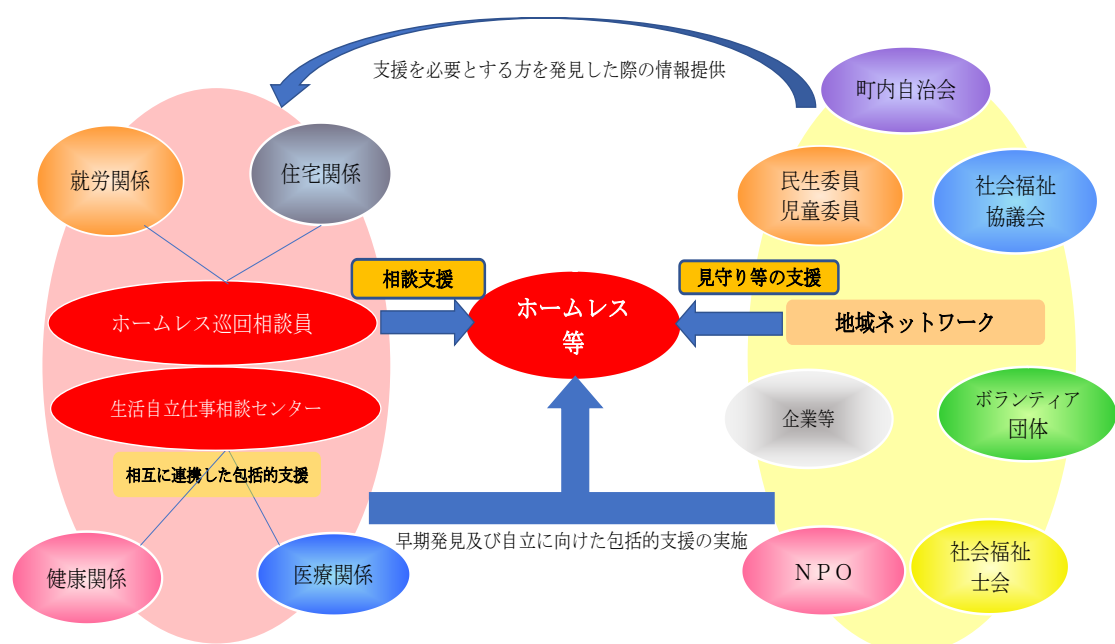
ホームレス状態等に陥らないための社会の創出

2 基本目標の達成に向けた主な視点

基本目標の達成に向けて、第3次実施計画における取組みの基盤を継承するとともに、ホームレス等を取り巻く状況の変化（ホームレスの高齢化、ホームレス期間の長期化等）への柔軟な対応が必要となるため、次の視点で施策を推進します。

- 1 居住に困難を抱える者が地域において日常生活を営むために必要な居住支援を充実します。
- 2 ホームレスの高齢化や路上生活の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が必要な医療サービスを受けることができる支援体制を構築します。
- 3 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者等の実態把握を行うとともに、必要な支援を行います。
- 4 ホームレスの状況の変化に対応した支援や年代別にそれぞれが抱える課題等に対応した支援を行います。

＜第4次実施計画におけるホームレス等に対する支援推進のイメージ＞

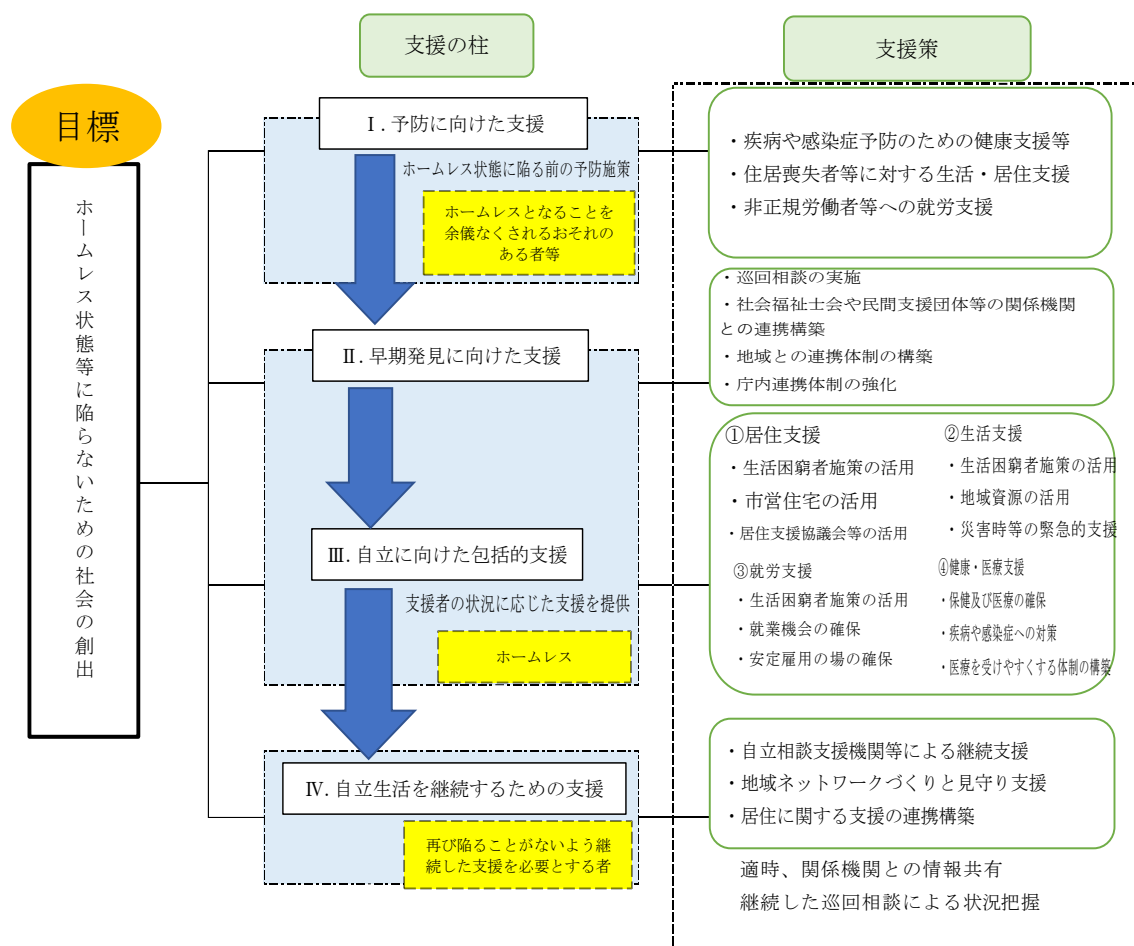


3 施策の体系

本計画では、目標達成に向けて、施策を大きく4つに分けています。

具体的には、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者等に対する「予防に向けた支援」、ホームレスに対する「早期発見に向けた支援」及び「自立に向けた包括的支援」、ホームレス生活を脱却し、再びホームレス状態等に陥ることがないように継続した支援を必要とする者に対する「自立生活を継続するための支援」を支援の柱として、ホームレス状態等に陥らないための社会の創出に向けた支援を行います。

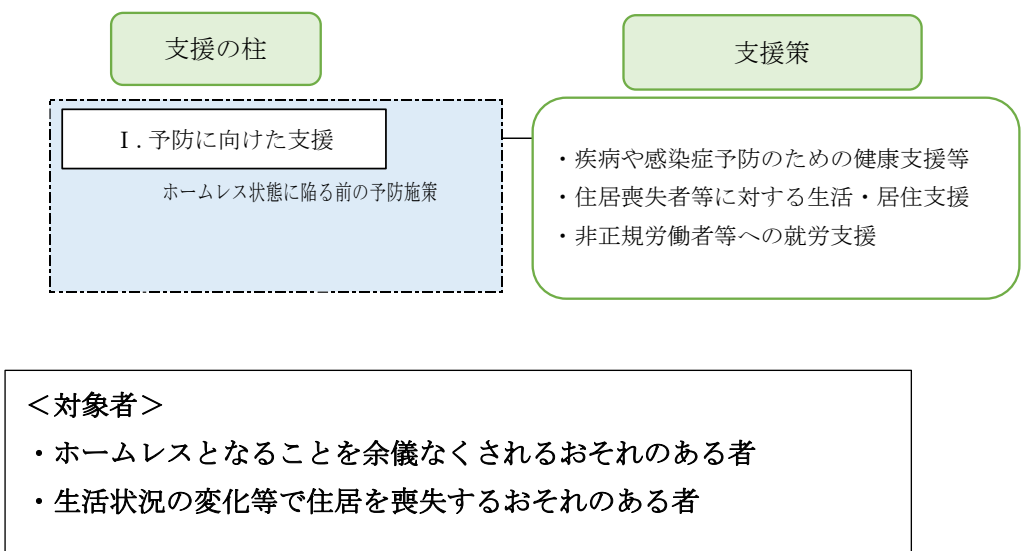
なお、ホームレスに対する支援では、積極的な巡回相談により各ホームレスが抱える課題を表面化させ、自らの意思を尊重し、関係機関と包括的にきめ細やかな自立支援策を講じていくことが重要です。



4 予防に向けた支援

ホームレス支援では、ホームレスに対する施策を充実するとともに、ホームレス状態に陥らないように予防的施策を充実させることが重要です。

【本計画における施策の体系（抜粋）】



（１）疾病や感染症予防のための健康支援等

ホームレス状態に陥る要因として、病気やけが等に起因する離職等が考えられるため、疾病や感染症にかからないようにするための健康支援等が必要です。

本市における令和６年度（2024年度）の生活保護の開始理由は、「貯金等の減少や喪失」、「世帯主の傷病」、「働きによる収入の減少や喪失」の順に高い割合となっています。「貯金等の減少や喪失」に至る要因としては、「世帯主の傷病」や「働きによる収入の減少や喪失」が大きく影響していると考えられます。さらに、「働きによる収入の減少や喪失」の一部は「世帯主の傷病」が起因していると考えられます。これらのことから、ホームレス状態に陥る原因の一つとして、病気やけが等に起因する収入減少や離職等が考えられ、疾病や感染症予防のための健康支援等が必要です。

生活保護の開始理由（令和６年度）

世帯主の傷病	稼働者の死別や離別	退職 (定年・自己都合)	勤務先都合 (解雇、倒産等)	働きによる収入 の減少や喪失	貯金等の減少や喪失	その他	合計
258	24	28	19	213	1,785	814	3,141

このため、保健福祉センターの窓口において、生活習慣病等の疾病の早期発見及び早期治療開始に向けた支援として、健康相談や保健指導等の健康支援を行います。

また、健康診断を受診する機会が少なく、結核感染のリスクが高い無料低額宿泊所入所者に対し、検診車を派遣して健康診断を実施することにより、結核患者の早期発見及び二

次感染の防止を図ります。

（２）住居喪失者等に対する生活・居住支援

終夜営業の複合カフェ等で寝泊まりをする等ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者や、望まない非正規労働を強いられている者等不安定な生活環境にある者は、ホームレス状態に陥るリスクが高く、安定した収入や居住場所の確保に向けた支援が必要です。

このため、生活自立・仕事相談センターのチラシ等の配付による相談窓口の周知、生活困窮者支援における断らない相談支援の実施、市営住宅の一時使用による居住支援、住居確保給付金の支給と就労・生活支援の実施等を行います。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活困窮者の相談や住居確保給付金の申請が急増した経緯があることから、生活環境の変化により住居を喪失するおそれのある者で相談に至っていない者の存在が想定されます。

生活困窮者は相談する力の低下等から、相談に辿り着かない者もいるため、アウトリーチ支援の実施による相談アクセスの向上等に取り組みます。

また、終夜営業の複合カフェ等に、生活自立・仕事相談センターのチラシの配架を依頼します。

住居確保給付金 実績 （再掲）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
支給決定件数	157	158	111	124	2,837	1,318	550	279	250
述べ受給者数	439	452	352	333	7,277	4,530	1,701	871	728

※支給決定件数は、年度を超えて支援した者及び延長支給決定件数を含む。

※R2.4法改正により、支給対象者が拡大される。

（３）非正規労働者等への就労支援

望まない非正規労働を強いられている者に対しては、個々の就労状況、心身の状況、就業能力等を踏まえ、安定した雇用の場の確保に繋がるよう支援することが重要です。

このため、本市では、生活自立・仕事相談センター等と連携し、個々の就業ニーズや就業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集を行い、その情報を提供することで安定した雇用の場の確保に繋がるよう支援を行います。

また、公共職業安定所と連携し、ふるさとハローワークにおける職業紹介・職業相談の充実を図るほか、労働相談窓口において、労働に関する各種相談に対応します。

5 早期発見に向けた支援

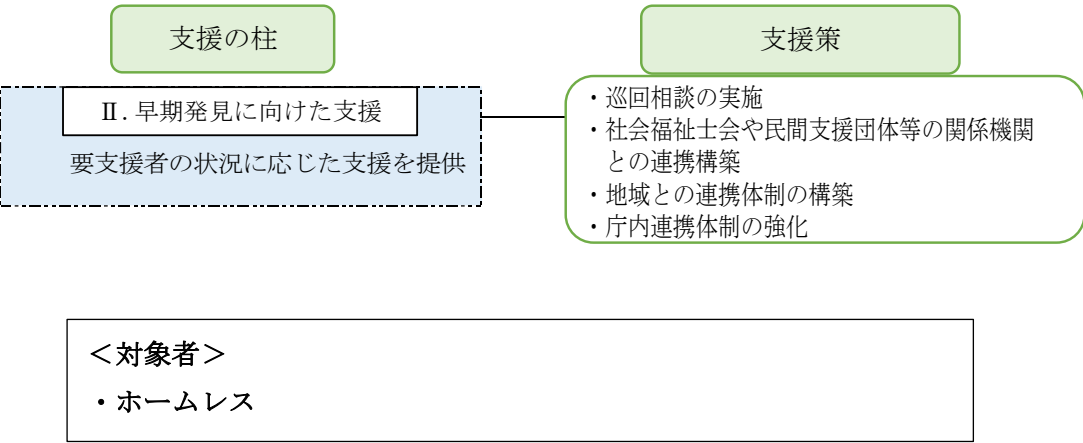
ホームレス支援は、ホームレスを早期に発見し、支援を行うことで早期にホームレス状態等からの脱却に繋げることが重要です。現に、ホームレス生活が長くなればなるほど現状のままで良いと考えるようになり、ホームレス状態等からの脱却が難しくなっていることから、早期支援が重要となります。

ホームレス支援期間（令和7年8月1日時点）

期間	1年未満	1年以上～2年未満	2年以上～3年未満	3年以上～4年未満	4年以上～5年未満	5年以上～6年未満	6年以上～7年未満	7年以上～8年未満	8年以上～9年未満	9年以上～10年未満	10年以上	合計
人数	1	0	3	3	3	3	4	2	1	0	10	30
割合	3%	0%	10%	10%	10%	10%	13%	7%	3%	0%	34%	100%

※支援期間は、ホームレス巡回相談員が接触してからの期間

【本計画における施策の体系（抜粋）】

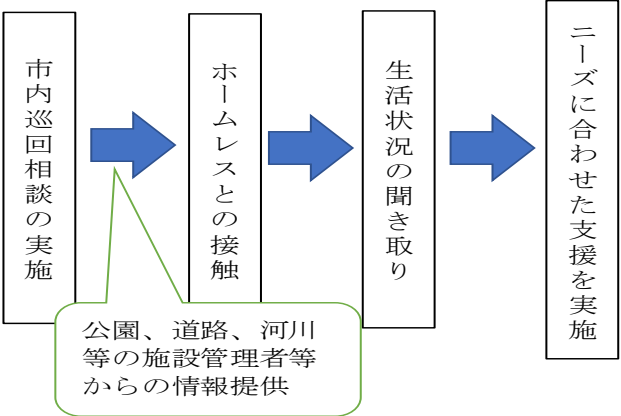


（１）巡回相談の実施

千葉市内のホームレスは、令和7年（2025年）7月時点で30人おり、一定の住居を持たずに生活する「移動型」と呼ばれるホームレスも多いことから、実態把握が困難な状況にあります。

このため、ホームレス巡回相談員による巡回相談を実施し、早期に支援を行う体制を築きます。また、公園、道路、河川等の施設管理者等からホームレスの情報提供があった場合においても、同様に巡回相談を実施します。

＜ホームレス巡回相談員による巡回相談＞



（２）千葉県社会福祉士会等や民間支援団体等の関係機関との連携

ホームレスの早期発見に向けた取組みは、社会福祉士会や民間支援団体等のホームレス支援を実施している団体と行政とが連携しながら取組むことが大切です。特に、最近では、移動型と呼ばれるホームレスが多く、夜間を中心に活動しているホームレスを含め、日中の業務だけでは把握が困難なことから、これらの団体との連携体制を構築しながら支援をしていく必要があります。

このため、社会福祉士会民間支援団体等と定期的に情報交換を行いながら、早期にホームレスを発見し、支援を届ける体制を構築します。

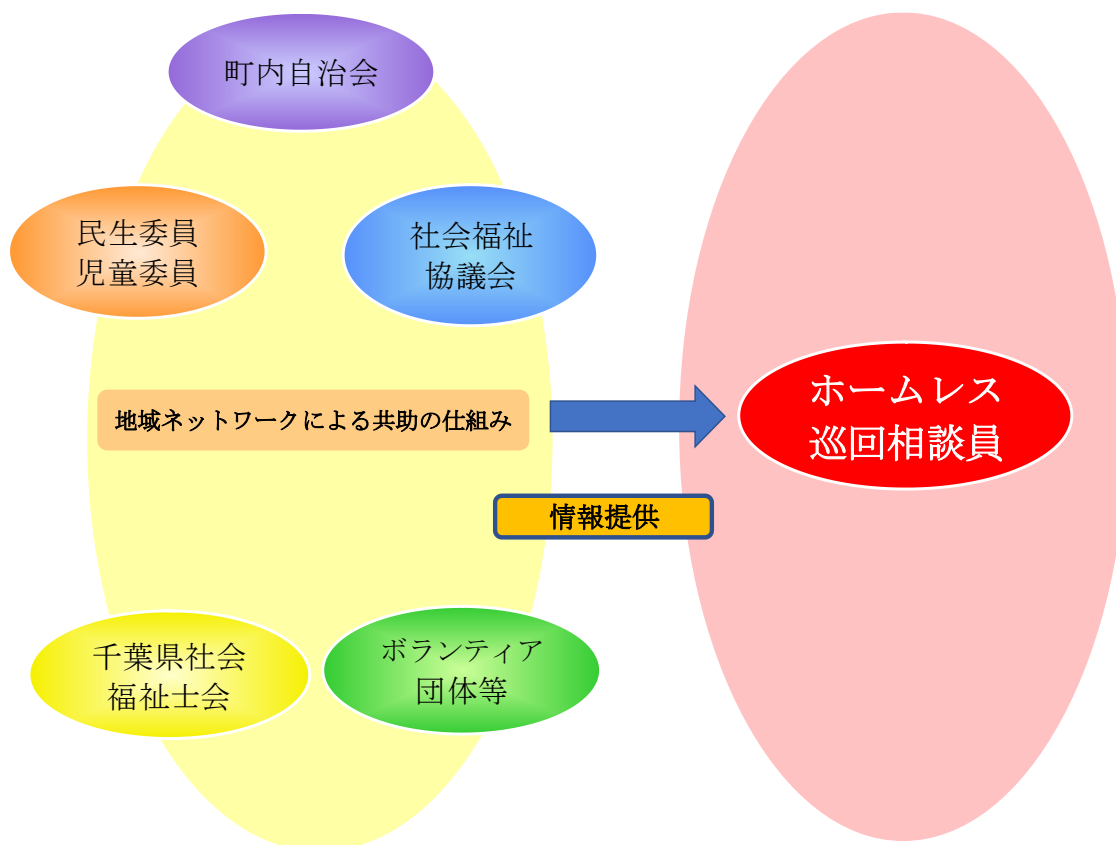
（３）地域との連携体制の構築

ホームレスを早期に発見し、早期に支援を届けるためには、地域との連携が必要です。

このため、各地域の関係機関等がホームレスを発見した際には、行政機関へ連絡を行う等、日常的に連携できる体制を構築します。

また、民生委員・児童委員に対して研修の実施や資料提供を行うことにより民生委員・児童委員の活動を支援し、福祉サービスを必要とする方を早期に発見し、適切な支援につなげられるように努めます。

< 早期発見に向けた地域ネットワークとの連携（イメージ図） >



（４）庁内連携体制の強化

ホームレスの早期発見には、庁内においても連携体制を構築することが不可欠です。

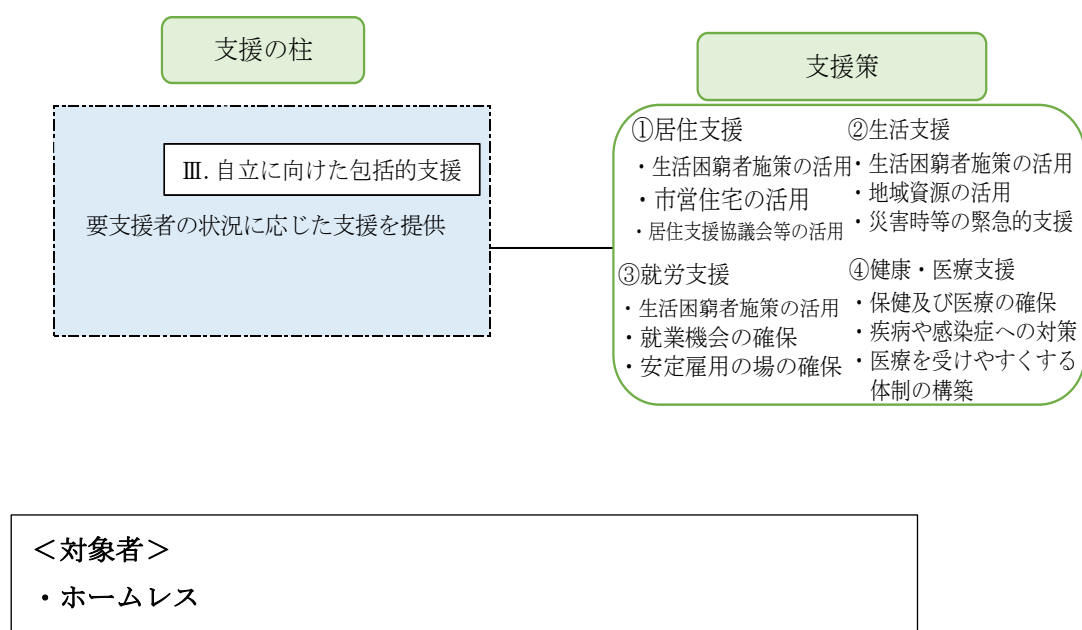
このため、公園、道路、河川等の施設管理者がホームレスを発見した際の福祉部門（保護課等）との連携体制を強化し、早期発見、早期支援に努めます。

6 自立に向けた包括的支援

ホームレス支援は、個々のホームレスのニーズに応じた支援を行うことが重要です。ホームレスは、個々に必要な支援が異なるため、関係機関と連携し、ホームレスごとに合った支援を包括的に提供することが自立に繋がります。

なお、ホームレスが居住している公園、河川、道路等の施設管理者は、当該施設にホームレスが居住することにより、その適正な利用が妨げられている場合は、人権に配慮しつつ、地域における生活環境の改善を図るためにホームレス巡回相談員等と連携しながら個々のニーズに応じた必要な措置・施策を行い、ホームレスの自立に繋がります。

【本計画における施策の体系（抜粋）】



(1) 安定した居住場所の確保に向けた居住支援

ホームレスに対する支援は、ホームレスの個々の状況に応じて、自らの意思で自立して生活することを基本としており、自立した生活を営むために安定した居住場所を確保する必要があります。

このため、ホームレス巡回相談員は、生活自立・仕事相談センターと連携して、ホームレスに対して、緊急宿泊施設（一時生活支援事業）や市営住宅の一時使用、日常生活支援住居施設等の活用を促し、居住環境や生活環境を整える支援を行います。

また、一時的な居住場所を確保した後は、生活自立・仕事相談センターは、居住支援法人及び居住支援協議会を活用し居住サポート住宅などの民間賃貸住宅の情報提供を行うとともに、あんしんケアセンターなどと連携して養護老人ホーム等の老人福祉施設等に関する情報を提供するなど、自立した生活を営むための安定した居住場所を確保できるよう支援を行います。

なお、ホームレスの中には他人と関わることに抵抗を感じ、入居に消極的な者もあり、こうした者に対する支援の在り方については引き続き検討します。

〔 居住支援を実施した実際の例 〕

ホームレス生活を送るAさんは、近隣住民からの立退き要求により寝る場所に困っており、近くの公園を転々として生活していました。巡回相談において、Aさんから住宅相談があり、すぐにでも入居できるアパート等を探しているため支援をしてほしいとの申し出がありました。

ホームレス巡回相談員は、Aさんからの申し出を受け、生活自立・仕事相談センターと連携し、緊急宿泊施設（一時生活支援事業）の入居支援を行いました。その後、Aさんは所持金がほとんどない状況だったことから、生活保護の申請手続きを行いました。Aさんは、生活保護の利用を開始した後は、担当ケースワーカーによる支援のもと、アパートへの入居支援を進め、現在もアパートで生活しながら自立に向けた生活を送っています。

「居住支援法人」

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や相談・見守りなど要配慮者への生活支援等を行います。

「居住支援協議会」

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図る目的で、地方公共団体、宅地建物取引業者、居住支援団体等が連携して設立する協議会です。

（２）それぞれのニーズに応じた生活支援

ホームレスに対する生活相談等を含む生活支援を効果的に行うためには、それぞれのニーズに応じた支援が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるように関係機関が相互に連携し、支援を必要とするホームレスに必要な支援を届けられるように関係機関との連携体制を構築していくことが必要です。

ア ホームレスに対する支援では、ホームレス巡回相談員が行う巡回相談による信頼関係の構築が全てのスタートになりますが、ホームレス巡回相談員が必要な支援の全てを出来るわけではありません。生活自立・仕事相談センターとの連携による生活支援の実施、保健福祉センターとの連携による健康・生活支援の実施、生活困窮者事業や法テラス等の活用による債務整理等の支援の実施、民間支援団体による支援等、様々な団体が支援を必要とするホームレスに相互に連携して関わることで初めて必要な支援を届けることが可能になります。このため、ホームレス巡回相談員や生活自

立・仕事相談センターが核となって、相互に連携した包括的な支援が行える連携体制を構築します。

イ 千葉市社会福祉協議会において、地域で生活課題を抱える個人や家族への支援（個別支援）や、地域住民等による地域福祉課題の解決に向けた取組への支援（地域支援）をコミュニティソーシャルワーカーが継続して実施するとともに、コミュニティソーシャルワーク機能の強化に取り組み、支援を必要とする方への支援体制の充実を図ります。

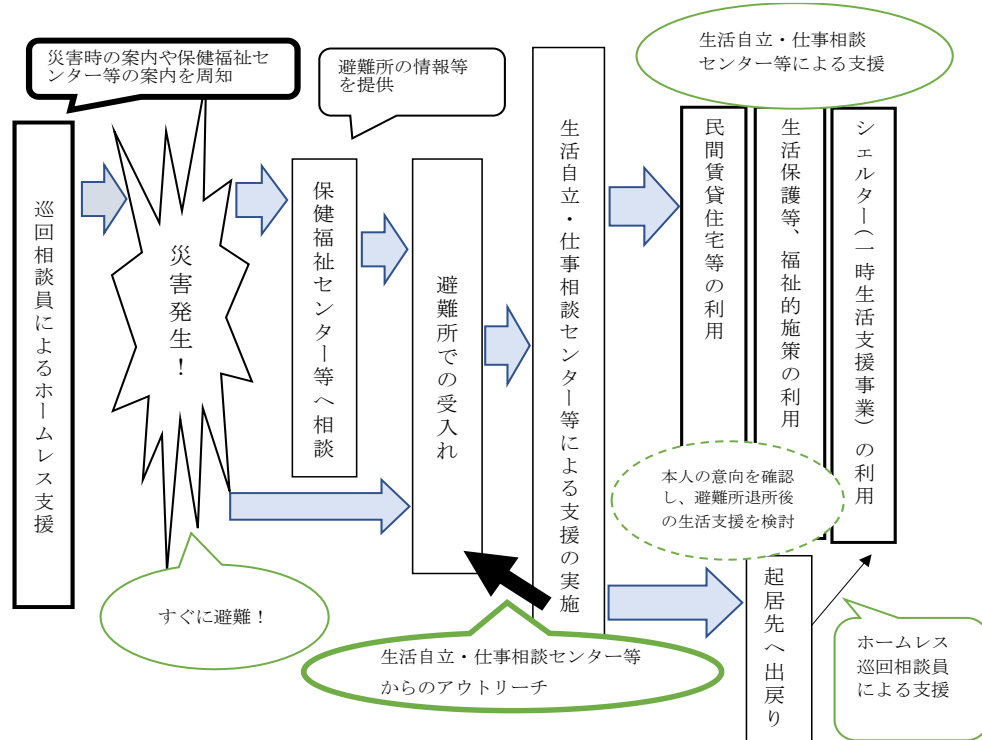
「コミュニティソーシャルワーク機能」

支援を必要とする方を適切な公的・民間サービスに結び付ける個別支援とともに、地域でその方を支えていくための新たな仕組み開発を調整する地域支援を行うこと。千葉市社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワークを実践する職員（コミュニティソーシャルワーカー）を各区事務所に配置しています。

ウ 民生委員児童委員協議会における常務会や理事会などを通じて民生委員・児童委員に相談機関や福祉施策の周知を図り、福祉サービスを必要とする方が適切な相談機関、支援につながるように支援します。

エ 台風や地震等の災害時においては、ホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平常時から災害時における避難先や避難方法等を案内するとともに、洪水等の災害に遭うおそれのある河川等に居住するホームレスに対しては災害が発生する前に危険性の周知を行い、必要に応じて避難等を促します。避難所運営委員会や施設管理者とは、災害時における避難者への支援方法等について予め協議を行い、必要な支援が適時に届けられるよう体制を構築します。また、ホームレス巡回相談員は、災害が収束した後に災害の被害が想定される河川等に居住するホームレスの被害状況を確認し、被害を受けたホームレスを確認した際は、関係機関と連携して必要な支援を行います。

<災害時におけるホームレス支援>



(3) 就業機会の確保に向けた就労支援

ホームレスに対する就労支援は、ホームレスの状況に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業機会の確保を図ることが必要です。

このため、ホームレス巡回相談員は、生活自立・仕事相談センター等と連携しながら求人開拓や求人情報の収集を行うとともに、千葉市自立・就労サポートセンター等を活用しながらホームレスが就職に結びつく可能性が高い職の情報提供を行います。生活自立・仕事相談センターにおいては、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深めるため、地域における就労の場（認定就労訓練事業を含む。）の創出や就労準備支援事業所等との連携に向けた活動を行います。

また、公共職業安定所と連携し、ふるさとハローワークにおける職業紹介・職業相談の充実を図るほか、労働相談窓口において、労働に関する各種相談に対応します。

(4) 疾病の予防や治療に向けた健康・医療支援

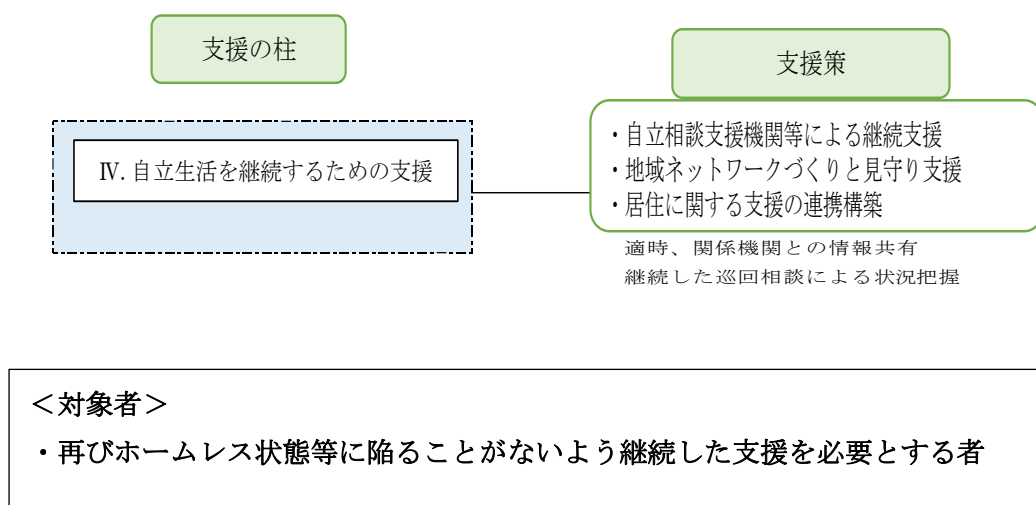
ホームレスに対する健康・医療支援では、ホームレスの健康状態の把握、個々の状況に応じた健康相談及び保健指導等の実施により、ホームレスの健康状況を改善していくことが必要です。また、疾病の予防、検査、治療等ができる体制を構築することが大切です。

このため、ホームレス巡回相談員が巡回相談を行う際に、保健福祉センターの保健師等と連携した健康相談等を実施することや無料低額診療事業等の案内を実施します。また、必要に応じて、生活自立・仕事相談センター等を通じて、医療機関への受診につなげます。

7 自立生活を継続するための支援

ホームレス支援は、ホームレス状態等から脱却するだけでなく、その後再びホームレス状態等に陥ることがないように、自立生活を継続するための支援が重要です。ホームレス状態等から脱却した直後は、生活環境等が不安定であるため、安定するまで関係機関と連携しながら包括的支援を行うことが大切です。

【本計画における施策の体系（抜粋）】



（１）自立生活を継続するための支援

ホームレス状態等から脱却した後に、再びホームレス状態等に陥ることがないように支援を行い、安定かつ継続した自立生活を送ることができる基盤を整えることが必要です。

このため、不安定な生活環境が安定するまで、生活自立・仕事相談センターや保健福祉センター等と連携し、自立した生活を継続できるよう訪問支援等を行います。

（２）地域ネットワークの構築による見守り支援

ホームレス状態等から脱却した後に、再びホームレス状態等に陥ることがないように社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域住民、民間支援団体等と協力し、ホームレス状態等から脱却した後も安定した生活を営むことができるよう地域で支え合うことが必要です。

このため、千葉市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーによる個別支援及び地域支援を継続するとともに、コミュニティソーシャルワーク機能の強化に取り組み、支援を必要とする方への支援体制の充実を図ります。

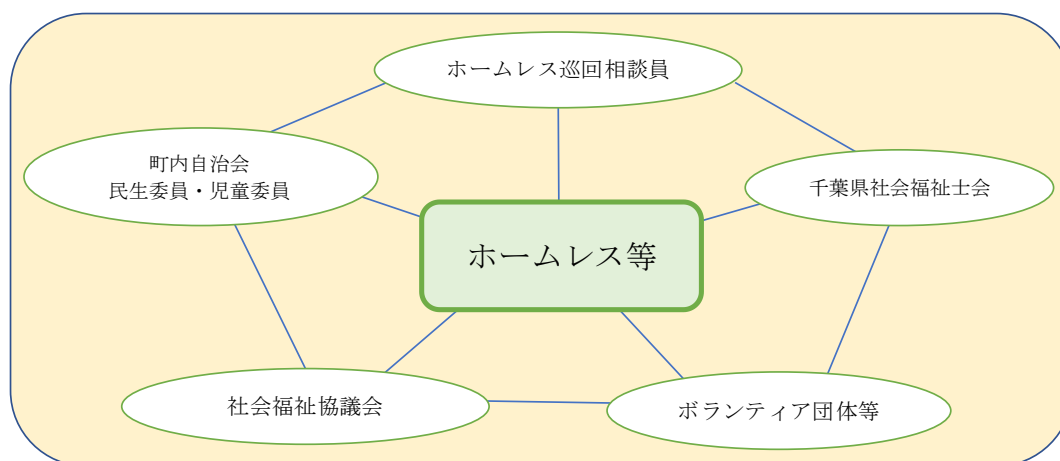
また、ホームレス等に対する偏見や差別的意識を解消するとともに、人権の尊重と尊厳の確保に配慮するよう努める等の支援を実施します。

ホームレス状態等から脱却した者がその生活を維持することは簡単ではありません。

しかし、地域による見守りや支え合いが相手方に安心感を与え、自立した生活を維持することを後押しすることに繋がります。こうした不安定な生活状況にある者を含む生活困窮者への支援では、地域による支え合い、見守り等の支援と行政機関の支援とが相互に連携することが必要です。地域でお互いを気に掛け合う関係性が育まれることで、地域住民の気付きと行政による相談支援等とが相まって、それぞれの個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出に繋がることになります。

こうした取り組みを進めるためには、地域住民や関係機関等のあらゆる者がホームレス等を含めた生活に困りごとを抱えている者に対する理解や誰しも生活困窮状態に陥る可能性があるという意識を持つことが大切であり、そうした理解や意識が醸成されるような環境を整えていきます。

＜関係機関及び地域ネットワークとの連携＞

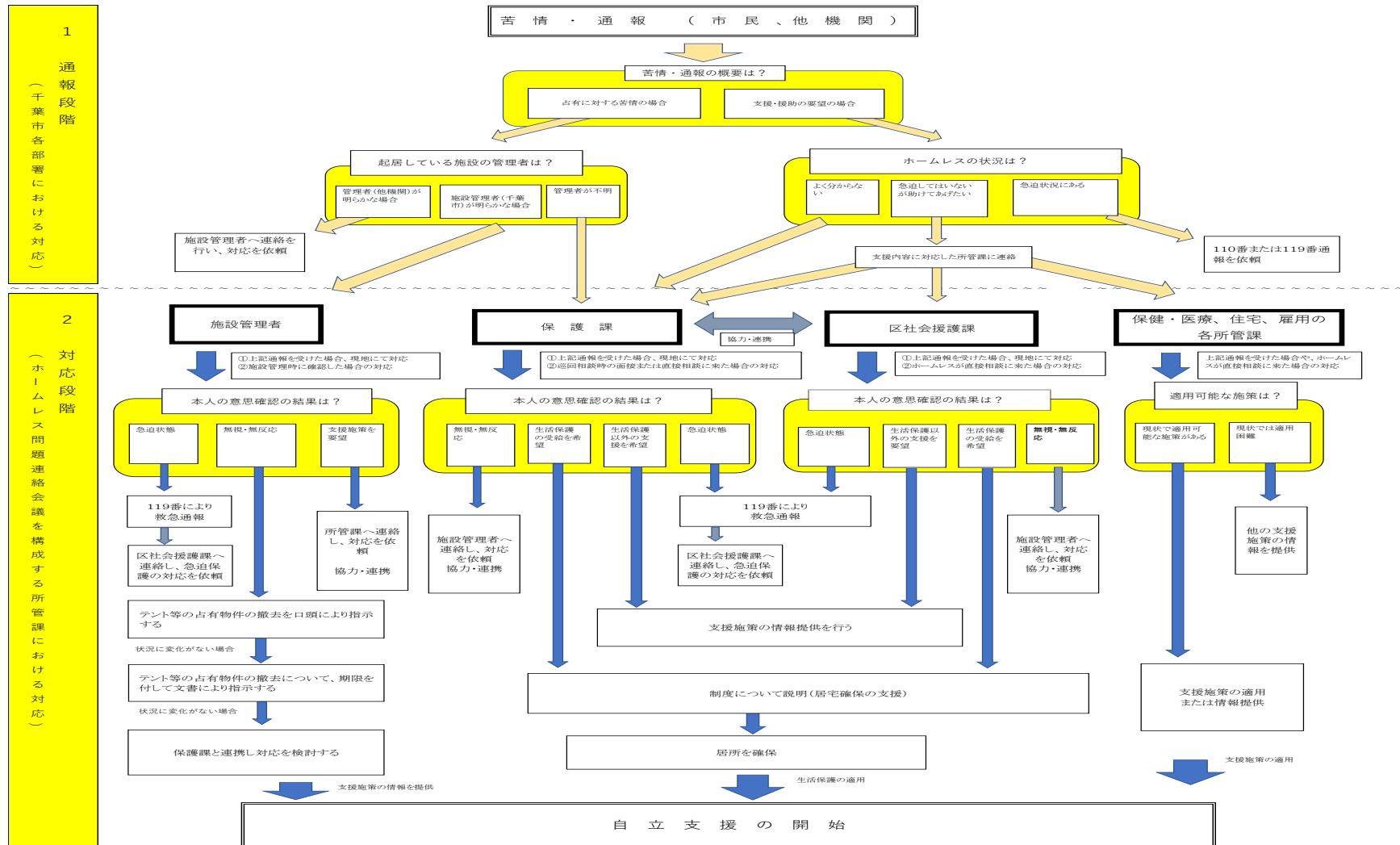


（３）居住に関する支援の連携構築

ホームレス等から脱却した後に、再びホームレス状態等に陥ることがないように、居住に関する継続した支援が必要です。そのためには、生活自立・仕事相談センターと住まいに関する各種制度との支援の連携が必要です。

具体的には、生活自立・仕事相談センターが居住支援協議会等と連携を強化することにより、住まいの様々な相談対応を行い、入居後までの一貫した居住支援を行います。

ホームレスへの対応に関する事務の流れについて



ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成 14 年 (2002 年) 8 月 7 日)

(法律第 105 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 7 条)
- 第 2 章 基本方針及び実施計画 (第 8 条・第 9 条)
- 第 3 章 財政上の措置等 (第 10 条・第 11 条)
- 第 4 章 民間団体の能力の活用等 (第 12 条―第 14 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第 3 条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- (2) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図る

こと。

- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第4条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第5条 国は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第7条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第2章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- (2) ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあつせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- (3) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- (4) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

(5) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第3章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第4章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して25年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成24年6月27日法律第46号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月21日法律第68号)

この法律は、公布の日から施行する。

千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画策定までの経過

会議名・開催時期等	内容
令和7年度第1回ホームレス問題連絡会議 (令和7年(2025年)6月30日)	・ホームレス問題連絡会議設置要綱の改正について ・千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画の実施状況と課題について ・千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画(仮称)の骨子について ・千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画(仮称)の取組み項目について
令和7年度第2回ホームレス問題連絡会議 (令和7年(2025年)8月28日)	・千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画の素案について
令和7年度第2回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 (令和7年(2025年)11月27日)	・千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画の原案について
パブリックコメント手続 (令和7年(2025年)12月16日～令和8年(2026年)1月15日)	・千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画(案)に対する市民からの意見募集
令和7年度第3回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 (令和8年(2026年)3月)	・千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画の最終案について

千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画
～ホームレス状態等に陥らないための社会を創出するために～
 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

発 行 令和8年〇月
 企画・編集 千葉市 保健福祉局 保護課
 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
 電話 043-245-5188
 FAX 043-245-5541
 電子メール hogo.HW@city.chiba.lg.jp